第２期湧別町子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

第２期湧別町子ども・子育て支援事業計画を子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６１条第７項の規定により次のとおり変更する。

変更後	変更前
第４章　計画の基本理念・基本目標 ４　目標達成に向けた重点的な視点 【視点２】妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実 　誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期において、切れ目のない支援が行えるよう以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援を進めていきます。 ○　妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨により、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、支援につなげ育児不安の軽減を図ります。 ○　産後ケア事業の実施により、出産後１年を経過しない女性および乳児に対して、心身のケアや育児のサポートなど（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を進めていきます。 【視点３】子どもが健やかに成長するための教育・保育の充実 　本町では、ニーズ調査によれば、保護者が就業または今後就業の希望のある方が多い状況が続いています。このような状況を受け、町立保育所及び町立認定こども園の運営、公私連携幼保連携型認定こども園の運営支援に努めていますが、女性の就業希望が高まることにより、０歳児から２歳児の保育所利用希望は高い傾向が続いています。保護者の就労により保育が必要な児童であっても、幼稚園教育を希望する保護者もある状況です。 　子どもたちが個性や能力を開花させ、豊かな人生を手にできるよう、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意思で行動できるよう教育・保育環境を整備するため、以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　保育所・認定こども園などの幼児教育・保育施設の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、利用者への情報提供・公開を行います。 ○　人口が減少している中で、町内の幼児教育・保育施設の配置について、認定こども園の普及を踏まえて、施設の統合・経営方法等の検討を進めていきます。 ○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 ○　幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等による幼稚園、保育所、小学校等の施設間の連携を進めていきます。 ○　ピースフルスクールプログラムの実施により、子ども達の心の成長を促す教育・保育を進めていきます。 【視点４】子育て世帯の経済的負担の軽減 　本町では、保育所利用料の独自軽減などの子育て世帯の経済的負担に取り組んできましたが、ニーズ調査によれば、保育料利用料や児童の医療費軽減への希望が高い状況にあります。 　このような状況から、幼児教育・保育の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、	第４章　計画の基本理念・基本目標 ４　目標達成に向けた重点的な視点 【視点２】妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実 　誰もが安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産期から子育て期において、切れ目のない支援が行えるよう以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　「子育て世代包括支援センター（利用者支援事業）」を中心に、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供など、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな相談支援を進めていきます。 ○　妊娠・出産に係る健康診査（妊婦健康診査事業）の受診勧奨により、妊婦及び胎児の健康の保持を図り、支援につなげ育児不安の軽減を図ります。 【視点３】子どもが健やかに成長するための教育・保育の充実 　本町では、ニーズ調査によれば、保護者が就業または今後就業の希望のある方が多い状況が続いています。このような状況を受け、町立保育所の運営、私立幼稚園の運営支援に努めていますが、女性の就業希望が高まることにより、０歳児から２歳児の保育所利用希望は高い傾向が続いています。保護者の就労により保育が必要な児童であっても、幼稚園教育を希望する保護者もある状況です。 　子どもたちが個性や能力を開花させ、豊かな人生を手にできるよう、子どもが自ら学び、自ら考え、自らの意思で行動できるよう教育・保育環境を整備するため、以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　保育所・認定子ども園などの幼児・教育保育施設の計画的な整備、幼児教育・保育の担い手となる保育士等の人材の確保、利用者への情報提供・公開を行います。 ○　人口が減少している中で、町内の幼児教育・保育施設の配置について、認定子ども園の普及を踏まえて、施設の統合・経営方法等の検討を進めていきます。 ○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 ○　幼・保・小連携会議、生徒指導連絡会議等による幼稚園、保育所、小学校等の施設間の連携を進めていきます。 【視点４】子育て世帯の経済的負担の軽減 　本町では、保育所利用料の独自軽減などの子育て世帯の経済的負担に取り組んできましたが、ニーズ調査によれば、保育料利用料や児童の医療費軽減への希望が高い状況にあります。 　このような状況から、幼児教育・保育の無償化も踏まえ、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、

変更後	変更前
以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　幼児教育・保育の無償化など国の制度、道の制度を活用しながら３歳以上児童の保育料の無償化、３歳未満児の第２子以降の保育料の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みを進めます。 ○　認定こども園・保育所等に在籍する３歳以上児童への給食（副食）費無償化の継続、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の実施など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めていきます。 ○　子育て世帯の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童の医療費の無償化を継続し、保護者への経済的援助を進めていきます。 ○　不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費助成事業による経済的援助、不妊治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。 ○　出産準備金支給事業の実施により、出産する世帯の経済的負担の軽減を進めていきます。 ○　奨学金返還支援事業、奨学金償還免除制度の実施により、就業の促進と子育て世帯への経済的支援を進めていきます。 ○　結婚新生活支援事業の実施により、婚姻した世帯に対し、住宅費及び引越費用の一部を助成し、婚姻する者の経済的不安の軽減を進めていきます。 【視点５】仕事と家庭の両立支援の推進 　子育て世帯が仕事と家庭を両立できる働きやすい子育てしやすい環境づくりのため、以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　国や道との連携による事業主の取り組みを多方面から支援します。 ○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、保育園留学、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 第５章　教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容 ２　教育・保育施設の需要量及び確保方策 ○計画期間内の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満３歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。	以下の取り組みを進めていきます。 【主な施策】 ○　幼児教育・保育の無償化など国の制度、道の制度を活用しながら３歳以上児童の保育料の無償化、３歳未満児の第２子以降の保育料の無償化を継続し、子育て世帯の経済的負担軽減の取り組みを進めます。 ○　保育所・幼稚園に在籍する３歳以上児童への給食（副食）費無償化の継続、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」の実施など、子育て世帯に対する経済的負担の軽減を進めていきます。 ○　子育て世帯の経済的負担につながる医療費の軽減を図るため、乳幼児等医療費助成事業により高校を卒業するまでの児童の医療費の無償化を継続し、保護者への経済的援助を進めていきます。 ○　不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療費助成事業による経済的援助、不妊治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。 【視点５】仕事と家庭の両立支援の推進 　子育て世帯が仕事と家庭を両立できる働きやすい子育てしやすい環境づくりのため、以下の取り組みを進めていきます。 ○　国や道との連携による事業主の取り組みを多方面から支援します。 ○　様々な働き方や生活実態に対応した幼児教育・保育が提供できるよう、預かり保育、病児・病後児保育などの多様な保育体制の提供、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の提供、利用者への情報提供を進めていきます。 第５章　教育・保育提供区域における量の見込みと確保の内容 ２　教育・保育施設の需要量及び確保方策 ○計画期間内の「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（満３歳未満の子どもの保育利用率を含む。）」、「量の見込み」に対応する教育・保育施設及び地域型保育事業による提供体制及び実施時期を定めます。

変更後

		現在の状況		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		提供可能	利用状況					
①	量の見込み	217	－	214	205	198	189	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	345	180	380	380	266	266	266
	確認を受けない幼稚園	60	33	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	405	213	380	380	266	266	266
A＝②－①		188	－	166	175	68	77	88
③	その他	0	2	0	0	0	0	0
B＝A＋③		188	－	166	175	68	77	88

※1：「提供可能」：令和元年10月1日現在の利用定員または施設の定める定員
※2：「利用状況」：令和元年10月1日現在の利用児童数
※3：「特定教育・保育施設」：新制度（施設型給付）に移行した幼稚園・保育園・認定こども園
（令和2年4月1日予定：幼稚園1か所、保育所４か所）
※4：「確認を受けない幼稚園」：旧制度（私学助成）を継続している幼稚園
（令和2年4月１日予定：０か所）
※5：「特定地域型保育事業」：小規模保育事業等の新制度（地域型給付）の地域型保育事業
（令和2年4月1日予定：0か所）
※6：「認可外保育施設」：湧別町が運営費等の支援を行っている「へき地保育所」など
（令和 2年4月1日予定：へき地保育所１か所は休所予定）
※7：「③・その他」：湧別町が財政支援を行っていない認可外保育施設
（令和2年４月1日予定：0か所、現在の利用状況は町外の企業主導型保育事業所、事業所内託児所）
※8：量の見込み（需要量）①に対応する確保方策（供給量）②の差し引き（②－①）が「A」で、▲表記は供給量の不足を表しています。現状においては、「③・その他」の施設の施設において子どもを受け入れていることから、「A」と「③」を加えた「B（A+③）」の数値が、▲標記であれば、その数値（人数）の供給量を確保する必要があります。

変更前

		現在の状況		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
		提供可能	利用状況					
①	量の見込み	217	－	214	205	198	189	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	345	180	380	380	380	380	380
	確認を受けない幼稚園	60	33	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	405	213	380	380	380	380	380
A＝②－①		188	－	166	175	182	191	202
③	その他	0	2	0	0	0	0	0
B＝A＋③		188	－	166	175	182	191	202

※1：「提供可能」：令和元年10月1日現在の利用定員または施設の定める定員
※2：「利用状況」：令和元年10月1日現在の利用児童数
※3：「特定教育・保育施設」：新制度（施設型給付）に移行した幼稚園・保育園・認定こども園
（令和2年4月1日予定：幼稚園1か所、保育所４か所）
※4：「確認を受けない幼稚園」：旧制度（私学助成）を継続している幼稚園
（令和2年4月１日予定：０か所）
※5：「特定地域型保育事業」：小規模保育事業等の新制度（地域型給付）の地域型保育事業
（令和2年4月1日予定：0か所）
※6：「認可外保育施設」：湧別町が運営費等の支援を行っている「へき地保育所」など
（令和 2年4月1日予定：へき地保育所１か所は休所予定）
※7：「③・その他」：湧別町が財政支援を行っていない認可外保育施設
（令和2年４月1日予定：0か所、現在の利用状況は町外の企業主導型保育事業所、事業所内託児所）
※8：量の見込み（需要量）①に対応する確保方策（供給量）②の差し引き（②－①）が「A」で、▲表記は供給量の不足を表しています。現状においては、「③・その他」の施設の施設において子どもを受け入れていることから、「A」と「③」を加えた「B（A+③）」の数値が、▲標記であれば、その数値（人数）の供給量を確保する必要があります。

変更後

○教育・保育の量の見込みと確保方策（認定区分別）

（単位：人）

		令和2年度					令和３年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	30	127	9	48	214	31	124	12	38	205
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A=②−①		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175

		令和４年度					令和５年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	23	124	12	39	198	19	113	12	45	189
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266	35	159	12	60	266
A=②−①		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77
③	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		12	35	0	21	68	16	46	0	15	77

変更前

○教育・保育の量の見込みと確保方策（認定区分別）

（単位：人）

		令和2年度					令和３年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
④	量の見込み	30	127	9	48	214	31	124	12	38	205
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A=②−①		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175
⑥	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		5	146	3	12	166	4	149	0	22	175

		令和４年度					令和５年度				
		1号	2号	3号		計	1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
④	量の見込み	23	124	12	39	198	19	113	12	45	189
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑤	確保方策による確保量	35	273	12	60	380	35	273	12	60	380
A=②−①		12	149	0	21	182	16	160	0	15	191
⑥	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
B=A+③		12	149	0	21	182	16	160	0	15	191

変更後

		令和6年度				
		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
①	量の見込み	17	105	12	44	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	159	12	60	266
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
②	確保方策による確保量	35	159	12	60	266
A=②－①		18	54	0	16	88
③	その他	0	0	0	0	0
B=A+③		18	54	0	16	88

【課題等】

全ての認定区分において、量の見込みの確保はなされています。人口減少により３～５歳児の確保量は過大ですが、0歳児の確保量に余裕がないことなどから、教育・保育施設のあり方について検討し、量の見込みに対する適切な確保を行う必要があります。

変更前

		令和6年度				
		1号	2号	3号		計
		3～5歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
④	量の見込み	17	105	12	44	178
確保方策	特定教育保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	35	273	12	60	380
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	0	0	0	0	0
⑤	確保方策による確保量	35	273	12	60	380
A=②－①		18	168	0	16	202
⑥	その他	0	0	0	0	0
B=A+③		18	168	0	16	202

【課題等】

全ての認定区分において、量の見込みの確保はなされています。人口減少により３～５歳児の確保量は過大ですが、0歳児の確保量に余裕がないことなどから、教育・保育施設のあり方について検討し、量の見込みに対する適切な確保を行う必要があります。

変更後

第６章　地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各年度における各事業の量の見込み（今後の利用希望）及び提供体制の確保の内容・実施時期を定めます。（各事業の表中、利用状況は平成30年度の実績を記載しています。）

1　利用者支援事業

（略）

2　地域子育て支援拠点事業

○ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。

（単位：延べ利用組数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	3，286 （2か所）	4，376 （2か所）	4，044 （1 か所）	4，078 （1 か所）	4，409 （1 か所）	4，343 （1 か所）
②確保方策	－	4，376 （2か所）	4，044 （1 か所）	4，078 （1 か所）	4，409 （1 か所）	4，343 （1 か所）
②－①	－	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）

変更前

第６章　地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保の内容

地域子ども・子育て支援事業とは、市町村が地域の実情に応じ、子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。各年度における各事業の量の見込み（今後の利用希望）及び提供体制の確保の内容・実施時期を定めます。（各事業の表中、利用状況は平成30年度の実績を記載しています。）

1　利用者支援事業

○ 教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報集約と提供を行うとともに、それらの利用にあたって保護者等からの相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整等を行う事業です。

（単位：か所数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①　量の見込み	2	1	1	1	1	1
②　確保方策	－	1	1	1	1	1
②　－　①	－	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て世代包括支援センターにおいて、子育てに関わる様々な相談を受けるなど、利用者支援事業としての対応を行い、利用者のニーズに対応した支援を行います。

2　地域子育て支援拠点事業

○ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業です。

（単位：延べ利用組数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	3，286 （2か所）	4，376 （2か所）	4，044 （2か所）	4，078 （2か所）	4，409 （2か所）	4，343 （2か所）
②確保方策	－	4，376 （2か所）	4，044 （2か所）	4，078 （2か所）	4，409 （2か所）	4，343 （2か所）
②－①	－	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）	0 （0か所）

<table>
<tr><th>変更後</th><th>変更前</th></tr>
<tr>
<td>
≪確保方策と考え方≫
本町では、子育て支援センターを２か所(令和３年度以降は１か所)設置し、子育て中の親子の交流や子育てに関わる相談等に対応しています。量の見込みは、ニーズ調査に基づき設定しており、現状の体制で、量の見込みを確保できます。

３　妊婦健康診査事業

（略）
</td>
<td>
≪確保方策と考え方≫
本町では、子育て支援センターを２か所設置し、子育て中の親子の交流や子育てに関わる相談等に対応しています。量の見込みは、ニーズ調査に基づき設定しており、現状の体制で、量の見込みを確保できます。

３　妊婦健康診査事業

○ 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
（単位：年間利用人数（受診回数））
<table>
<tr><th></th><th>利用状況</th><th>令和2年度</th><th>令和３年度</th><th>令和４年度</th><th>令和５年度</th><th>令和６年度</th></tr>
<tr><td>①量の見込み</td><td>34
(638回)</td><td>45
(630回)</td><td>45
(630回)</td><td>43
(602回)</td><td>43
(602回)</td><td>43
(602回)</td></tr>
<tr><td>②確保方策</td><td>－</td><td>45
(630回)</td><td>45
(630回)</td><td>43
(602回)</td><td>43
(602回)</td><td>43
(602回)</td></tr>
<tr><td>②－①</td><td>－</td><td>0
(0回)</td><td>0
(0回)</td><td>0
(0回)</td><td>0
(0回)</td><td>0
(0回)</td></tr>
</table>
≪確保方策と考え方≫
本町では、受診票（１４回）を発行して健診受診を促進し、健康な子どもの出産を支援しています。
量の見込みは、各年度で見込んだ0歳児全数を、回数は出生者数×1人あたり14回（1人あたり受診回数の最大可能回数）としてそれぞれ算出しました。確保方策については、現状の体制で適切に受診が可能です。
</td>
</tr>
</table>

変更後	変更前

4　乳児家庭全戸訪問事業

（略）

5　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

（略）

4　乳児家庭全戸訪問事業

○ 生後２か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児や母親の心身の状況等を把握し、子育て情報の提供や育児不安等に関する相談や指導を行っています。

（単位：年間訪問人数）

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	44	45	45	43	43	43
確保方策	－	45	45	43	43	43
②－①	－	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、生後２か月までの乳児がいる家庭を保健師が全戸訪問しています。量の見込は各年度で見込んだ0歳児数としました。確保方策は、現状の体制で適切に実施可能です。

5　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

○ 養育への支援が特に必要な家庭を訪問して、養育に関する指導・助言、家事・育児援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

○ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。

（単位：支援した家庭の数（会議回数））

	利用状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0 (1回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②確保方策	－	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)	2 (3回)
②－①	－	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育が特に必要な家庭を保健師が訪問して、養育に関する指導・助言、必要に応じてヘルパーを派遣して、家事・育児援助等を行う、当該家庭の適切な養育を支援しています。虐待の未然防止のほか、要保護児童や支援が必要な児童、妊婦、養育不安を抱える保護者に、適切な支援を行うため関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会を開催しています。量の見込み及び確保方策は、過去の実績等を勘案して、要支援家庭数、要保護児童対策地域協議会の開催回数を設定しました。

変更後

６　子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

○ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

①短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則として７日以内

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	52	52	52	52	52
②確保方策	―	0	0	0	0	52
②－①	―	△52	△52	△52	△52	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日に不在又は緊急の場合

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①　量の見込み	―	56	56	56	56	56
②　確保方策	―	0	0	0	0	56
③　－①	―	△56	△56	△56	△56	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

変更前

６　子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）

○ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

①短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）：原則として７日以内

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	52	52	52	52	52
②確保方策	―	0	52	52	52	52
②－①	―	△52	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

②夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）：平日の夜間または休日に不在又は緊急の場合

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
④　量の見込み	―	56	56	56	56	56
⑤　確保方策	―	0	56	56	56	56
⑥　－①	―	△56	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。町外の児童養護施設に委託するなど量の見込みの確保に努めます。

変更後

7　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ 子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

①　基本事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	250	250	250	250	250
②確保方策	―	0	0	0	0	250
②－①	―	△250	△250	△250	△250	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（基本事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先の検討を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

②　病児・緊急対応強化事業

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下　「病児・病後児の預かり等」という。）に関して①の基本事業に加えて実施する事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	168	168	168	168	168
②確保方策	―	0	0	0	0	168
②－①	―	△168	△168	△168	△168	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

変更前

7　子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

○ 子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

①　基本事業

子育ての手助けがほしい人（依頼会員）、子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）、両方を兼ねる人（両方会員）が登録し、子育ての相互援助活動（子どもの預かり、送迎等）に関する連絡・調整によって、子育て支援を行う事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	250	250	250	250	250
②確保方策	―	0	250	250	250	250
②－①	―	△250	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（基本事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先の検討を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

②　病児・緊急対応強化事業

病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等（以下　「病児・病後児の預かり等」という。）に関して①の基本事業に加えて実施する事業です。

（単位：年間延べ利用人数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―	168	168	168	168	168
②確保方策	―	0	168	168	168	168
②－①	―	△168	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業））を実施していませんが、量の見込み及び確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。委託先を検討するなど量の見込みの確保に努めます。

変更後

8　一時保育事業

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。

① 一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けた子どもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み(1) (1号認定)	―	150	150	150	150	150
量の見込み(2) (2号認定)	―	150	150	150	150	150
①量の見込み (1)+(2)	―	300	300	300	300	300
②確保方策	―	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)
②－①	―	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、令和元年度現在、幼稚園１か所が私学助成により在籍園児向けに預かり保育事業を実施しており、令和２年度からは新制度の確認を受けております。令和４年度からは幼稚園は廃止となり、公私連携幼保連携型認定こども園で本事業が継続されます。

量の見込みと確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。

② 一時預かり事業（一般型）

保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	287 (2か所)	337	337	337	337	337
②確保方策	―	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)	1,450 (1か所)
②－①	―	2,563	2,563	1,113	1,113	1,113

≪確保方策と考え方≫

本町では、現状では、2か所(令和４年度以降は１か所)で一時預かり事業（一般型）を実施しています。量の見込みについては、ニーズ調査と過去の実績により設定しました。確保方策については、1か所当たり１日の利用定員5人であることから、量の見込みを確保できます。

変更前

8　一時保育事業

○ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。

② 一時預かり事業（幼稚園型）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、主として幼稚園や認定こども園の教育認定を受けた子どもを対象として、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、当該施設にて一時的に預かる事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み(1) (1号認定)	―	150	150	150	150	150
量の見込み(2) (2号認定)	―	150	150	150	150	150
①量の見込み (1)+(2)	―	300	300	300	300	300
②確保方策	―	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)	300 (1か所)
②－①	―	0	0	0	0	0

≪確保方策と考え方≫

本町では、令和元年度現在、幼稚園１か所が私学助成により在籍園児向けに預かり保育事業を実施しており、令和２年度からは新制度の確認を受ける見込みです。

量の見込みと確保方策はニーズ調査で確認された需要見込みにより設定しています。

② 一時預かり事業（一般型）

保護者の断続的・短時間就労等により、一時的に保育が必要な児童及び保護者の傷病等により、緊急・一時的に保育が必要な児童を保育する事業です。

（単位：年間延べ利用人数(か所数)）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	287 (2か所)	337	337	337	337	337
②確保方策	―	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)	2,900 (2か所)
②－①	―	2,563	2,563	2,563	2,563	2,563

≪確保方策と考え方≫

本町では、現状では、2か所で一時預かり事業（一般型）を実施しています。量の見込みについては、ニーズ調査と過去の実績により設定しました。確保方策については、1か所当たり１日の利用定員5人であることから、量の見込みを確保できます。

変更後

９　時間外保育事業（預かり保育事業）

○ 保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業です。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	65 (4か所)	79	75	77	72	67
②確保方策	―	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (3か所)	100 (3か所)	100 (3か所)
②－①	―	21	25	23	28	33

≪確保方策と考え方≫

本町では、１１時間を開所する保育所はありませんでしたが、令和４年度より認定こども園２か所、保育所１か所が１１時間開所(園)となり、短時間認定の利用時間を超えて保育を実施する事業を認定こども園２か所、保育所１か所で実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しており、確保方策は現在の体制で量の見込みを確保することが可能です。

なお、本町の保育所の開所時間が保育標準時間の１１時間ではなく10時間30分であったことから、開所時間を３０分間延長するよう検討し、令和４年度より認定こども園２か所、保育所１か所が１１時間開所（園）となっています。

１０　病児保育事業（病児・病後児保育事業）

（略）

変更前

９　時間外保育事業（預かり保育事業）

○ 保育の必要性の認定（標準時間・短時間認定）を受けた児童について、通常の利用日における利用時間帯以外の時間において引き続き保育を実施する事業です。

（単位：年間実利用者数（か所数））

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	65 (4か所)	79	75	77	72	67
②確保方策	―	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)	100 (4か所)
②－①	―	21	25	23	28	33

≪確保方策と考え方≫

本町では、１１時間を開所する保育所はありません。短時間認定の利用時間を超えて保育を実施する事業を保育所4か所で実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しており、確保方策は現在の体制で量の見込みを確保することが可能です。

なお、本町の保育所の開所時間が保育標準時間の１１時間ではなく10時間30分であることから、開所時間を３０分間延長するよう検討を進めます。

１０　病児保育事業（病児・病後児保育事業）

○ 児童が病気の回復期に至らない場合で、当面症状の急変が認められない場合、または病気の回復期であり集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育園等に併設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業並びに保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等において、緊急的な対応を図る事業です。

（単位：年間実利用者数）

	利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①量の見込み	―)	168	168	168	168	168
②確保方策	―	0	0	0	0	0
②－①	―	△168	△168	△168	△168	△168

≪確保方策と考え方≫

本町では、現状では、病児保育を実施していないため、対応ができません。

量の見込みは、ニーズ調査結果により設定しています。

確保方策については、ファミリー・サポート・センター事業による量の見込みの確保に努めます。

変更後

１１　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

（略）

１２　実費徴収に係る補足給付を行う事業

（略）

変更前

１１　放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

○ 保護者が就労、疾病その他の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

（単位：年間実利用者数（か所数））

		利用状況	令和2年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み(低学年)	1年生	60(2か所)	26	26	26	26	26
	2年生		19	19	19	19	19
	3年生		12	12	12	12	12
量の見込み(高学年)	4年生		5	5	5	5	5
	5年生		7	7	7	7	7
	6年生		8	8	8	8	8
①量の見込み(合計)		60(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)	77(2か所)
②確保方策		－	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)	80(2か所)
② － ①		－	3	3	3	3	3

≪確保方策と考え方≫

本町では、児童センター２か所で事業を実施しています。

量の見込みは、ニーズ調査及び過去の実績により設定しています。確保方策は、現行の実施状況で量の見込みを確保できます。

なお、学校の夏期休業等の長期休業日の、開所時間の延長を希望するニーズが多いため、当該期間の開所時間を延長するよう検討を進めます。

１２　実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設などに対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する経費などを助成する事業です。

≪確保方策と考え方≫

本町では、給付対象児童の保護者に、物品等の費用について補助を行います。

変更後	変更前
１３　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 （略）	**１３　多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業** 地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大を進めるため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な提供体制の確保を図る事業です。 ≪確保方策と考え方≫ 本町では、既に実施している事業の状況等を勘案し、必要に応じ対応について検討します。